

## 別記第4号様式

### 入札条件

#### 1 中間前金払について

(1) 請負代金額が300万円以上の工事(債務負担行為等に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が300万円以上の工事)については、中間前金払を請求できるものとする。

(2) 債務負担行為等に係る契約にあっては、いずれかの会計年度において出来高予定額が300万円以上であることにより、契約締結にあたり中間前金払を請求できる工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとする。

#### 2 中間前金払の請求

(1) 中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1(債務負担行為等に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1)を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1(債務負担行為等に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1)を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1(債務負担行為等に係る契約にあっては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1)以上の額に相当するものである場合に行うものとする。

(2) 部分払を行った後は、中間前払金の支払を請求することはできない。

#### 3 部分払の請求

中間前金払の支払を請求した後であっても部分払を請求することができる

## 様式第5－1号（建設工事用）

### 入 札 条 件

低入札価格調査制度による調査基準価格が設定されている入札において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する場合は、下記のとおりとする。

#### 記

- 1 契約保証金額は「請負代金額の10分の3以上」とし、栃木県建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第57条第2項の規定に基づく違約金についても「請負代金額の10分3に相当する額」とする。
- 2 契約不適合責任の存続期間を、工事目的物の引渡しを受けた日から「3年以内」、設備機器本体等については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は責任を負わないが、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から「1年6ヶ月」が経過する日までとする。
- 3 現場代理人及び監理技術者等は、これを兼ねることができないものとする。

## フルウレタン舗装材に関する特記仕様書

本工事で使用するフルウレタン舗装材は、振スタジアムトラック・フィールド工事で使用するフルウレタン舗装材と同等とし、フルウレタン舗装の表面仕上げ、色及び硬度についてはカンセキスタジアムとちぎと同一とする。